

# 甲B第 28 号証の2

## 立候補年齢

8.21 当協議書への回答は賛否両論であったが、当協議会の調査結果で明らかになった一般的な世論は、最低立候補年齢の引き下げに（仮に引き下げられたとしても）反対しているようである。しかし、立候補年齢の問題については、投票年齢の問題よりも世論が固いわけではなく、理性的な議論がなされれば変わる可能性が高いようだ。そのような変更を正当化する十分強力な論拠があるように思われる。

8.22 世界的に最も一般的なアプローチは、選挙権と被選挙権の両方の最低年齢を一律に定めることである。国際比較の章で述べたように、このことは、英国では 2 つの最低年齢に差を設けるべきではないという命題を支持するものである。

8.23 差異を設けるべきであるという主張は、有権者になるよりも候補者になる方が人生経験を積む必要があるという考えに基づいている。しかし、21 歳未満であっても、選挙を通じて代表者になることに关心があり、政治家としてとして効果的に行動できる人がいることは、確かに考えられないことではない。

8.24 委員会は、特に法律上の包括的な年齢制限と対比させるならば、選挙プロセスそのものが、国民が公職に就くのにふさわしい人物とそうでない人物を決定するための、十分効果的に柔軟なメカニズムをすでに提供していることに留意する。また、ほとんどの候補者は、投票用紙に載る前に、政党の選考プロセスの予備段階を通過する必要がある。

8.25 18 歳未満の年齢における特別な事情を考慮する必要があることは認める。しかし、最低選挙権年齢を 18 歳にするという文脈において、立候補年齢を現在の選挙権年齢に合わせるべきでない合理的な議論は見当たらない。

8.26 そこで選挙管理委員会は、立候補の最低年齢を 21 歳から、現在施行されている最低投票年齢である 18 歳に引き下げる 것을を勧告する。

8.27 我々は、スコットランド行政政府が現在スコットランド議会に提出している法案に、スコットランドにおける地方選挙の立候補年齢を 18 歳に引き下げるという条項があることに注目している（地方分権の問題であるため、この見直しの対象外である）。これらの規定が実施されるのは、英国内の他の選挙に関して私たちの勧告が実施される（政府によって受け入れられた場合）よりも先になる可能性が高いため、私たちはスコットランドの動向を注視していく。